

ヨーロッパ統一株式会社法成立に関する所論 (1)

岡 本 善 八

一

商法の対象とする企業生活関係は、私法的法律関係のうちでも、不動産法、身分法の対象となる生活関係と異なり、各国の公益・風俗・気候・習慣・歴史・宗教的影響を受けることが少なく、従って、商法が営利目的という普遍的目的のため技術性性格を強度に有することは、その発生の歴史的沿革からも、また現行諸外国法の比較的検討の結果からしても、今日これを積極的に否定せんとする見解は、恐らくは存在し得ないであろう。特に国際的取引のひんぱんとなるに従い、涉外取引について、難解な国際私法の適用の可能性を減少せしめるため、可及的にその統一化への努力がなされることは、充分予想せられ、かつ、既に、単なる部分的統一にとどまらず広汎に多数国を対象とする商法の統一が試みられている。

かかる統一への努力は、元来商法が経済社会の実用的要請に、もたずいて発展することからして、結果的には、かかる試みは、

いわば一個の取引社会ともいいうる程緊密な国家間において、かつ基本的な法体系が共通性を帯びる国家間においてその成功を見ることが多いことは言を俟たない。この点、近年わが国においても多大の関心が注がれている欧州経済共同体条約 (community économique européenne) においては、その第三章第一〇〇条において、「理事会は委員会の提案に基き全会一致で共同市場の設立又は運用に直接影響を及ぼす加盟国の法令及び行政規則を調和するために命令を発する。総会及び経済社会評議会はその命令を実施することが一又は二以上の加盟国の法律の改正に伴う場合には協議を受ける」と明定されることにより、国際法的義務として広範囲における商法の統一の可能性が拡大することになり、ひいてはその経過が将来の世界的規模における商法統一への興味ある示唆を与えることになることが期待される実情にある。本稿は、かかる実情に示唆を得て、さし当って、ヨーロッパ、特に欧州経済共同体加盟六ヶ国における商法統一への若干の諸論点を概観することを目的とするものである。

二

わが国における世界商法統一論については、特に株式会社のそれにつき田中耕太郎博士により強調せられ、「株式会社制度に関連する諸問題が、各国の民族性と無関係であり、又各国の固有の事情と本質的関連を有しない、「商法色彩」によって特徴づけられる普通人類的性格を有するものなることに想い到るときに、我々はかような困難が決して克服し得ないものではない」という結論に到達するのである」とせられている。⁽¹⁾⁽²⁾

然し、私法全分野の中では、統一法の可能性あるものとして債権法と全商法がこれに属するとせられ、債権法については第一次後大戦、イタリアにより主唱せられ、「連合国および友邦間の立法同盟」L'Union législative enter les nations amies et alliées)により、七四一箇条にわたる仏伊草案が成立せることを指摘せられる。⁽³⁾

これに関し、近年ヨーロッパ諸国の統合の機運を媒介として、商法一般についての統一をめぐる論議が活発化するに至っている。例えば、まず欧州経済共同体条約の発効以前既に石炭鉄鋼共同体の発足をみている一九五四年六月二六日に、中世における国際取引の中心としての機能を果したりオンの《Congrès des anciens élèves de l'enseignement supérieur commercial.》においてなされた、André Brun 及び M. C. Seffert による「ヨーロッパ商法の統一」《L'unification du droit comme-

rcial européen)における報告は、商法統一がヨーロッパ国家連合(Etats-Unis européens)の形成に役立つか否かについて M. Jules-Julien(vice président de l'Assemblée Nationale, président du Comité national des Conseillers du commerce extérieur de la France)の提案に対し、商法一般に関するものとしてはあるが、次の如き見解を示しているのである。

その要旨は、結局は右の報告者が述べる如く次の点にある。

すなわち、「ヨーロッパ統一の問題は差し迫った問題であるが、この問題に関し我々は商法統一 (die Vereinheitlichung des Handelsrechtes, the unification of the commercial rights) の問題を取扱うべきである。その統一の障害は克服不能のものではないが、そのためには慎重なる考慮が必要で、その統一についても全面的な統一商法の制定を考慮すべきではなく、一挙に組織的体系 (Systematische Positionen; systematical position) をとることなく順次に、かつ統一のための障害を逐次除去しつつ、その目的を実現すべきであり、その当面の対象としては、引渡売買行為(Verkaufs und Lieferungsgeschäfte; Sales to be delivered)・定期附取引(Termingeschäfte; the term markets)・海上運送(Seetransporte; maritime transaction)・各種類の会社(gewisse Arten von Handelsgesellschaften; certain types of Companies)及び破産(Konkursverfahren; bankruptcy)であると考えらる」とす

る。ただかかる結論は、いわば商法の国際的統一への関心を喚起するという本来の意図からして、さして具体的規定についての結論は示されていないのは止むを得ないと考えられるが、既に一九五四年にかかる試みがあったという点では、若干の意味があるであろう。かかる結論に達する迄の論旨は、(1) 取引上の便宜性、(2) 統一事業のかつての試みと困難性、(3) その障害除去への手段の三点より構成される。

(1) まず、商法は能力・親族・夫婦財産制・相続に関する法分野と異なり、いわば「祖国」(la patrie)を有せず、その迅速性および信用保持という共通的目的の実現を目的とするものであり、まさしく Ripert の指摘する如く「商法は国際的統一への自然的傾向を有している」《Le Droit commercial a une tendance naturelle a l'unification internationale》として、商法の本質たる統一可能性を指摘した後、統一の積極的利点を次の如く列挙する。(イ) 国際取引については、現在の法制によれば、国際私法により決定せられ、しかも各国国際私法が異なるため、同じ事件についても裁判所所属国が異なることにより正反対の判決を受けることになるが、商法の国際的統一はかかる欠陥を除去する。(ロ) また不統一の欠陥は、例えば強行的制度、とくに破産の場合に顕著となる。周知の如く、破産については、統一主義または普及主義と、複数主義または属地主義が対立するが、普及主義によるときは破産宣告管轄は本店所在地裁判所であり理論的には全財産に及ぶが、財産所在国の破産法

の相違のため結論的にはその理想を実現し得ないに反し、属地主義によるときはその逆に債務者が営業所を有する各国で独立になされるが、その範囲、内容は各国により一致しないことからして、債権者は同一債務者につき数国の破産手続に加入すべき煩雑性が生じるほか、反面悪質な債権者は、妥当なる配当額を超えた配当を受ける可能性を生ぜしめ、また債務者としては、破産宣告を受けた国以外に所在する財産につき執行を免れることになり、特に破産については、債権者平等のための統一化が望ましい。(ハ) また商法の統一は他の法分野についての統一を促進することとなり、例えば商法の一連の規定は、民法の債務法の一般原則から導かれていくことからして、逆に私法の基本原則についての共通の基盤を提供することとなり、また現実の企業活動上労働関係の重要性が高まっている実状からして、商法の統一が社会法たる労働法の統一化への契機を提供することとなる、とするのである。

(2) また、かかる統一の実効性については二十六国の代表者による一九三〇年二月七日の手形、小切手統一一条約により既に明らかであるが、然し商法中の特定分野に関するものであり、かつ加入国も限定せられている。その点からしても、商法一般についての統一法案が起草されるとしてもその実現については、空想的であるかの危惧がないではない。然し、一般的に統一法案の実現に附随する困難性のほかに、特に商法統一の困難性の原因としては、フランスの如く特別法典を有する国家と、スイ

ス・イタリアの如く民商統一法典を有する国とが併存することであり、従って統一商法についても、民法典中から商法的規定のみを引き出すことが可能かどうか、または民商法統一主義をとるか否かの決定の問題も障害の一と考えられる。しかも、かかる法典の形式について一致を見る場合においても実質的に「商的概念」《la qualification de commerciales》につき、財貨流通・媒介・投機の如き相対的概念を提示することは可能であるが、主観主義・客解主義のいずれをとるか、あるいは毎行為・商人の概念決定についてもその立法化に耐えうる丈の具体的決定が困難であるとする。

(3) しかし、右の如き困難については、その克服は全く不可能ではなく各実定法の規定、その障害を慎重に検討し、共通利益が強度な範囲につき、逐次その統一を期すべきであり、

(1) 民商統一立法を採用する国が関係する場合においても、すべての国において、商事的考慮《l'esprit commercial》制度を見出し得るのであり、例えば後渡売却《les ventes à livre》後渡買付《les marchés à term》は、民商統一主義においてはその法より消滅し難たい特質を有しているが、海上企業・ある種の、例えば株式譲渡可能の株式会社などは、統一商法の一部分となりうるについて、同程度の可能性を有している。(2) 更に、各国の制度の相違にもかかわらず、破産の如く、その分離または統一法の制定の上で障害とならないものがある。すなわち、破産制度がフランス・イタリアの如く特定の職業の者に

み適用せられるか、イギリス・ドイツの如く一般市民について適用せられるかについての基本的相異は、統一のための重要な障害とならないのであり、人的範囲の問題が解決されれば、統一性の実現は可能であるとする。なお以上の諸問題を通じて一般的に考慮すべき点は、観念的な商法の適用範囲についての理論的論議よりも、経験より生じる最も統一法の実現が要請される問題点の検討に優先的地位を与えるべきであるとするのである。(4)

(1) 「世界株式会社法への展望」(松本先生古稀記念)三一頁。
 (2) なお、便宜上、株式会社法の国際統一についての従来の諸家の見家として、田中耕太郎博士により挙げられているものを左に表示する。

Karl Lehmann,	Das Recht der Aktiengesellschaft, Bd. I, 1898, SS, 90. 91 その主張は実際的結果をもたらさなかったが、1889年フランスの会議において採り上げられ、その会議録は Congès international des sociétés par actions, Paris 1890. に公刊された。
Georg Cohn	Die Aktiengesellschaft, Bd. I, 1921, SS. 73 ff. なお、Lehmann の主張後1900パリ、1903、アムステルダム、1910ブリュッセル、1911トリノの諸会議が存したことを指摘する。

Fritz
Hausmann Vom Aktienwesen und vom Aktienrecht, SS. 72-75,

以上の諸学者の主張は、類田についてはともかく、
類田は国際取引の頻度の高まったこと、すなわち、外
国投資、外国株式取引、国際取引行為における、文化
を考慮し、田中耕太郎博士の提唱もその意図はほぼ同
一の理由に基づくと解せられる。

(3) 田中耕太郎「世界法の理論」第三巻、一七六頁。
乃至一七九頁。

(4) 以上の叙述は André Brun et M. C. Seffert, 《L'unification du droit commercial européen》(Revue Trimestrielle de droit commercial, 1954, No. 4) 244頁。

三

国際的取引自由化については、その外国支店の面からその法の規制を緩和する方法も考えられるが、直接統一法の形式を選ぶ場合に、その経済的機能からも、またその法的性質からも、可能であると共に必要な問題は、前述の André Brun および M. C. Seffert の指摘する如く、株式会社のそれである。この株式会社の統一への試みは、Brun および Seffert のそれに先立って、一九五〇年六月一六日乃至一八日パリ控訴院における、弁護士会により開催せられた。ヨーロッパ商事会社《une société commerciale de droit européen》創設のための国際会議において Rault により提唱せられたが、新たに一九五七年三月

ヨーロッパ統一株式会社法成立に関する所論(1)

二十五日のヨーロッパ経済共同体条約(ローマ条約)の目的実現の立場により更に具体的かつ広汎な検討がなされている。

ローマ条約は、その使命につき、第二条において、「共同市場の設定および加盟国の経済政策の相違を漸進的に除去することにより、共同体全体の経済活動の調和した発展、持続的、かつ、均衡のとれた拡大、増大する安定、生活水準のよりすみやかな向上並びに加盟国間のより密接な関係を促進するものとする」《par l'établissement d'un marché commun et par le rapprochement progressif des politiques économiques des Etats membres, de promouvoir un développement harmonieux des activités économiques dans l'ensemble de la Communauté une expansion continue et équilibrée, une stabilité accrue, un relèvement accéléré du niveau de vie et des relations plus étroites entre les Etats qu'elle réunit》と定めるが、各国の長期に渉る歴史的な経過にもとづく心理的障害、政治的制度・経済的制度・財政的制度・司法的制度の相違によりその共同的発展への障害が存することは否むべきでない。その法的障害の除去への手段については、二つの方法が採用され、その第一の方法としては、法の並存を認めつつその制限を軽減する方法であり、例えば加盟国間における関税法の撤廃および共通関税法の設定(第一部原則第三条(a)(b))、さらには加盟国間の貨物・人・役務および資本の自由移動(第一部原則第三条(a)(c))を明示するが、特に私法的側面における組

織法の分野については、第三編「人・役員および資本の自由移動」第二章「居住の権利」第五二条において、「① 以下に定める規定の枠内において、ある加盟国の国民の他の加盟国領域における居住の自由に対する制限は、過渡的に漸進的に撤廃する。このような漸進的撤廃は、また、ある加盟国の国民が他の加盟国領域で設立する支店又は子会社の設立に対する制限にも及ぶ。

② 居住の自由は非賃金活動に従事し及び継続する権利並びに当該国の自国民に対する法律に定める条件の下において、かつ、資本に関する章の規定に従うことを条件とする商事会社（特に第五八条二項の意味における会社）の設立及び経営の権利を含む⁽¹⁾」《les restrictions à la liberté d'établissement des ressortissants d'un Etat membre dans le territoire d'un autre Etat membre seront progressivement supprimées au cours de la période de transition》、《cette suppression progressive s'étendra également aux restrictions à la création d'agences, de succursales ou de filiales par les ressortissants d'un Etat membre établis sur le territoire d'un Etat membre》《la liberté d'établissement comporte l'accès aux activités non salariées et leur exercice, ainsi que la constitution et la gestion d'entreprises, et notamment de sociétés, au sens de l'article 58, alinéa 2, dans les conditions définies par la législation du pays d'établissement pour ses propres ressortissants, sous réserve

des dispositions du chapitre relatif aux capitaux⁽²⁾》と定めるが、この規定も、間接的には商法統一化への機縁を提供することとなる。

さらに、特に会社については、第五八条一項において、自然人と同様と取扱うべきものとして、「構成国の法に準拠して設立せられ、その登録事務所、中心的営業地または本店が共同体内にある場合は、本章（注・第二章居住の自由）の適用については、構成国では、本章の適用については、構成国の国民たる自然人と同様の取扱がなされるべきである」《Les sociétés en conformité de la législation d'un Etat membre et ayant leur siège statutaire, leur administration centrale ou leur principal établissement à l'intérieur de la Communauté sont assimilées pour l'application du présent chapitre-c'est-à-dire en ce qui concerne la liberté d'établissement- aux personnes physiques ressortissant des Etats membres》

また同条二項は、「この会社は、非営利会社を除き、民法上および商法上の会社、協同会社、公法上たる私法上たるものを問わず他の法人をも包含するものなり」《par sociétés, on entend les sociétés de droit civil ou commercial, y compris les sociétés coopératives et les autres personnes morales relevant du droit public ou privé, à l'exception des sociétés qui ne poursuivent pas de but lucratif⁽³⁾》⁽⁴⁾ としており、かつ第五四条第三項においては閣僚理事会《conseil》

および欧州委員会《commission》に対し次の如き権限を付与している。すなわち、「閣僚理事会および委員会は、上述の規定により付与せられる次の如き権利を行使しうる。……(f)重要な活動分野、すなわち一面においては、構成国内における代理人、支社または支店の設置条件、他面においては、かかるものに対し管理または監査機関への、主たる営業所の人的介入の条件につき企業自由の制限についての漸進抑制」と。⁽⁴⁾ 《Le

conseil et la Commission exercent les fonctions qui leur sont dévolues par les dispositions ci-dessus, notamment… (f) en appliquant la suppression progressive des restrictions à la liberté d'établissement dans chaque branche d'activité considérée, d'une part aux conditions de création, sur le territoire d'une Etat membre, d'agences, de succursales ou de filiales et, d'autre part, aux conditions d'entrée du personnel du principal établissement dans les organes de gestion ou de surveillance de celle-ci》

以上の如き、事業活動および役務提供の自由化への実現の試みとして、「委員会」は「閣僚理事会」に対し、一九六〇年三月および七月に事業活動および役務提供の自由化についての計画を提出し、経済社会評議会および欧州議会の討議を経た後、一九六一年十月に決定せられた内容は、次の如きである。すなわち(i) 一九六三年末までに大部分の重工業、卸売商の自由営業、(ii) 一九六五年までに食品工業、一部の自由職業(技師など)、

小売商、農業、薬卸商の自由営業、(iii) 一九六七年末までに薬局・医師・運送業者、(iv) 一九六九年第二段階の終期までに、造船・鉄道車輛工業の自由営業を認めるに至っている。⁽⁵⁾ 然しながら、それらの規定の直接の対象は、営業活動についての制限排除への努力にとどまっているといえる。

(1) 本訳文は、経済外交研究会「欧州経済連合の動き」による。
(2) 本条は、営業自由に関するものであるが、Alan Campbell and Dennis Thompson, *Common Market Law*, 1962, p. 234. 及び《ressortissants》(“nationals”)は、第七条を考慮すべきであり、原則として領土法によるとし、《établissement》(“enterprise”)については、条約中に解釈規定はないが、会社が有限責任たると否とを問わず、商事企業形態を意味するものと解せられるものとしており、《sociétés》(“companies”)については、第五八条によるべきであるとすべし。

(3) Allan Campbell and Dennis Thompson, *ibid.* p. 237. においては、《leur administration》(“central management”)および《leur principal établissement》(“main establishment”)は、事実問題であり、《leur siège statutaire》(“a registered office”)については、単なる名目的な記載だけでは充分でなく、かつ会社の属人法・現実的統御地・社員または取締役の国籍は重要性をもたず、くわうるに有限責任組合およびあらゆる種類の法人を包含する

とする。なお、会社が他国において法的に認許せられない場合にも営業活動の権利が認められるからして、第二二〇条において、会社の相互的認許についての努力を義務付けている。

(4) 以上の叙述については、Jean Rault, pour la création d'une société commerciale de type européenne (Rev. Trimestrielle de Droit Commercial, 1960 No. 4, P. 1 et seq.) にある。

(5) 土屋清編著「EECと日本経済」(昭和三七年)一四〇頁は、理事会決定を一九六一年十一月とせられるが、日本経済新聞社「欧州共同市場の発展」(昭和三七年)は一九六一年十月とする。なお、Alan Campbell and Bennis Thompson, Common Market Law, 1962, n. p. 47, p. 427 によれば、一九六一年十月二五日に、「閣僚理事会」(the council) 第五三会期により最終的に採択せられるとする。

四

右の如く、欧州経済共同体においては、一面において、企業活動の制限排除の途を漸進的に進める方法を採用のほか、他面より直接的推進方法として、共同体所属国の法制調和の途をも認めている。例えば、第三条(f)における域外関税法規の統一化の規定、更に第五四条第三項における閣僚理事会および欧州委

員会に対する「(g) 必要かつ衡平と考えられる限度において、第五八条第二項に定められた会社により、社員および第三者の利益のため、構成国内において要求せられる保証の調和」《le Conseil et la Commission exercent les fonctions qui leur sont dévolues par dispositions ci-dessus, notamment, (g) en coordonnant, dans la mesure nécessaire et en vue de les rendre équivalentes, les garanties qui sont exigées, dans les États membres, des sociétés au sens de l'article 58 Alinéa 2, pour protéger les intérêts tant des associés que des tiers》の義務付けのほか第二二〇条三項において「加盟国は必要と考えられる限り、それらの国民の利益を擁護する目的をもって相互に次の事項について交渉せねばならない第五八条二項による会社の相互的承認」《les États membres engageront entre eux, en tant que de besoin, des négociations en vue d'assurer, en faveur de leur ressortissants: la reconnaissance mutuelle des sociétés au sens de l'article 58 alinéa 2》として相互的承認への努力を示すほか、更に積極的に「加盟国は必要と考えられる限り、それらの国民の利益を擁護する目的をもって相互に次の事項につき交渉せねばならない。——本店が一国から他国へと移転する場合においても法人格を維持し、かつ会社が合併をなす場合に他の構成国の国内法によりうる可能性」《le maintien de la personnalité juridique en cas de transfert du siège de pays en pays et la possi-

bilité de fusion de sociétés relevant de législations nationales différentes.」なる規定を設けている。これらは、立法的に共同体加盟国間の法統一化を考慮するが、然し主として、外人法的規定の統一化、または部分的に国際私法規定適用の煩を避けんとするものである。

然しながら、特に、会社については、その法人格については統一化は期せられるが、定款・業務執行・資本構成、特に株式については直接に明示せられていない。従って、会社関係中でも、その個人的意思によるべき分野については明示せられていない。然しながら、経済共同体の目的および、株式会社の資本調達機能を考慮するならば、かかる資本に関する分野についても、同様の調和が望ましいといえる。

右の如き意味における株式会社法の全面的調和の途として、J. Rault は、次の二つの方法を提示している。その(一)は、各国における統一株式会社法の採用であり、その(二)は、それ自体独立のヨーロッパ株式会社《une société de type européen》の設立である。

そのいずれが望ましいかについては、次の如く述べている。第一の各国株式会社法の直接的統一化の方法は、統一条約における留保条項、各国裁判所における解釈の相違からして若干の相違は残るが、その法的衝突を激減せしめる点において、一見非常に単純かつ理想的であると考えられる。然し実現の可能性という見地からするならば、それぞれの会社法はいかに技術

的法規というものの、その各国における特有の社会的事情、特に経済事業をそれぞれ反映しており、しかも各国における企業の多くは、かならずしも国際的営業を営むものでないから、充分な経済的要請による支持を受けることは期待できないのであり、かつ、既存の会社法を全面的に改正することは、結果的に主権制限の印象を与えないではない。その意味では結局国内法として採用されることを前提として、いわば統一法案を提示するにとどまることとなる。それ故に、一九五〇年六月一六日乃至一八日のパリ控訴院の弁護士会《l'Ordre des Advocats》主催の国際会議において提示されたヨーロッパ型株式会社法も、純粹に任意的なものなのである。

然し、第二の制度についても、学者または実務家にとってはまずその心理抵抗が生じうることは否定し得ないのであり、国際的経済交流の発展によりかかる批判的態度がやわらげられるにしてもそれが完全に消滅することは容易でなく、現在の経済共同体も一応各会社につき、それぞれ属人法、すなわち実質的には本店所在地法によるべきものとして、別個の法により規律せられる会社の併存を認めているのである。然しながら、かかる方法においては、会社の準拠法選択の自由による利益が存する反面、属人性の異なる会社相互間においては、例えば機関の権限につき誤解が生じ易いという不利益も存在する。その意味で、渉外的活動をなす企業にとっては異国籍社員よりなる会社の成立、支店の設置、資本集中のための合併などの困難性を考慮す

るときは、経済的利益からしてかかるヨーロッパ型株式会社に對するその心理的抵抗を減少せしめる結果をもたらすのであり、特に共同体内に設立せられる本店と支店とを問わず同一の法規により規律せられ、また株式市場の上場証券の株価決定・増資・社債発行・物的担保などの資本調達方法がいちじるしく容易となることとなる。

その実現への先例は、既に特殊会社に関するものであるが、条約において見出しうる⁽²⁾。それが会社の統一化に對しかなりの寄与をなすことは認めうるが、それらが、各会社特有の証券を發行すること、更に準拠法として補充的であるが本店所在地を適用することにより、⁽³⁾統一化への障害となる面も存在している。

然しながら此の点につき「Raut」によれば、共同体条約により、その機関たる理事会または委員会は直ちに統一ヨーロッパ株式会社の制定を命じうるかについては、冒頭に掲げた第百条または第五四条の内容に該当するかについては疑問であり、かりにそれに該当するとしても条約は、単に理事会に對し「指示を發する」«arrêter des directives»権限のみを有するにすぎず、その構成国によりその立法を義務付けるものでなく、条約の締約を要請しうる如き権限を有しうるにすぎないと解せられている。

その点についての法理論についてもなお検討の余地はあるが、ヨーロッパ型株式会社の実現は、果して可能性があるやの否やの問題については、積極消極につき種々の論議がある。まず消

極の見解は、その國際的条約を準拠法とするときは、国内法を準拠法とする場合より新しい經濟狀勢に對する適応の可能性が小となることを指摘し、これに對し積極説は果して國際条約が国内法より嚴格格であるかは疑わしく、民主主義國においては時には国内法制定より國際條約批准がしばしば容易であり、一八九三年の鐵道運送に関するベルヌ條約が五回に涉り改訂せられている經驗からしても、條約が時に應じて容易的に改訂せられるものであるといえる。更に統一法が採用されても、結局は解釈はそれぞれの内國裁判管轄に委ねているからその実効性は必らずしも期待し得ないとの論議も生じうる。これについても積極論者は、かかる批難は、國際條約のうちその解釈が内國裁判所に委ねらるべきすべての條約について生じうる問題であり、また統一法が採用された場合においてその解釈の相違がその存在を否定する程重要なものとは考えられないし、加うるに經濟共同体司法裁判所の権限を増大せしめることがかかる解釈による不便を減少せしむると主張するのである。更に積極説に對しては、ヨーロッパ株式會社法の適用のみで解決されるわけではなく、關連ある各國の民商法の適用が必要な場合もあり訴訟が複雑となるとの批難も成り立ちうるが、實際上の便宜性からすればさしたる欠陥と考えられない。その意味で決定的な問題点は、結局は、統一法が従來の国内法の最も基本的な強行法的な制度との相違が生じる場合、その場合特に問題となるのは、單なる定足数または決議要件の如き問題ではなく、その構造の根本的

構造が統一法と矛盾する問題であるが、その点については比較法的検討の結果、必ずしも悲觀的に解すべきでないとするのが Jean Rault の一応の結論である。

- (1) Sanders, Discours prononcé le 22 Octobre 1959 à l'Institut des Hautes études économiques de Rotterdam,
- (2) かかる統一化への実現の試みは、Sander 教授の指摘する如く、既に、一九三〇年において、國際銀行の設立があり、そこでは、スイス法の規定との矛盾が存在しないことが定款上明示せられている。また戦後では一九四九年末には、ヨーロッパ委員会《Le Conseil de l'Europe》が、ヨーロッパの経済的發展を促進し、かつ、自由経済に対する障害除去のため、ヨーロッパ会社の設立を提唱し、更に二年後において、公益事業または土木事業のため、各国の政府または私人により出資せられるべきヨーロッパ型会社の設立のための草案をまとめるに至っている。然しこの草案については、その実行の結果として、企業間の異常な差異が生じるという批判が存している。

この草案についてはともかく、過去十年間において直接

に、ヨーロッパ会社の理念の先駆となるべき立法的努力は存しており、まず、一九四九年七月四日ベルヌにおいて署名せられたフランス・スイス条約による *Dalé* の空港開発会社があり、一九五五年十月二〇日の条約により、数国の国有鉄道会社の統一類型による鉄道建設および有利な条件による資材買入を目的とする *Eurofina* 株式会社なる会社、更に、一九五六年十月において、同様の条件において、モゼル運河建設を目的として設立せられたモゼル國際会社があり、その十万二千ドイツマルクは、ドイツ・ルクセンブルグ・フランスにより引受けられており、その本店は *Trèves* にある。最後に一九五七年十二月二〇日の条約による *Eurochimie* を指摘しうる。その本店はベルギーの *Moi* にあり、会社については、まず条約・定款またそれらにより得ない場合においては本店所在地法によるものとしている。

- (3) 例えば、モゼル國際会社の場合においては、「会社の機構については、条約・定款、更に補助的にドイツ有限公司法の規定により決定せられる」とする。